

京都市告示第 4 2 7 号

旧三井家下鴨別邸の指定管理者である旧三井家下鴨別邸運営コンソーシアムから、京都市無鄰菴等条例第 4 条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸の臨時開館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年 1 1 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日時

令和元年 1 1 月 2 0 日（水）及び 1 1 月 2 7 日（水）

午前 9 時～午後 5 時（受付終了午後 4 時 3 0 分）

2 開館の理由

「秋の特別公開」事業実施に当たり、多くの方々に施設を見学していただくため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）